

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB病院（以下「事業場」という。）に雇用され、医師として就労していた。

請求人によると、平成○年○月○日、事業場の病室において、心肺停止の患者の救急措置を行っている際に他のスタッフと接触し、無理な体勢で全体重がかかったまま捻じれる形で左手を強く突き、負傷した（以下「本件災害」という。）という。請求人は、同月○日、事業場に受診し、「左手関節TFCC損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、以後、複数の医療機関で療養した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人は、本件傷病が業務上の事由によるものであると主張し、要旨、次のとおり述べている。

ア 本件災害の目撃者がいないことは、本件傷病の業務起因性を否定する根拠にはならない。請求人と共に患者への対応に当たっていた他の医師らが自らの処置に集中するあまり、請求人からの本件災害の報告が記憶にとどまらなかったとしても、何ら不自然なことではない。

イ 請求人が本件傷病の端緒として「野球、内視鏡」と述べたのは、当初本件傷病の原因について請求人が確信を持てなかったこと、また、病院側が労災申請について拒否反応を示したことによるものであり、本件災害の経緯を当初述べなかったことを殊更に問題視し、不支給決定の理由としたことは不当である。

(2) 一方、労災保険給付請求書における事業主証明拒否理由書には、要旨「請求人は、平成○年○月○日に自宅で転倒して左手関節を損傷し、また、同年○月○日に原因不明の右手関節痛が出現した旨の診断書を事業場に提出しており、請求人が療養補償給付を請求をしたときの傷病の原因についての説明と経過が異なっており、事実確認を行うことは困難であるため、事業主証明を行うことはできない。」旨記載されており、また、C医師は、家で転倒したと聞いた気もする、と述べている。

(3) 当審査会において、改めて医師の医学的意見等を含めた一件記録を精査したところ、請求人が事業場において心肺停止の患者の救命を図っている際に負傷したと客観的に確認できるものはなく、また、事業場関係者も、請求人が事業場において勤務中に本件災害により本件傷病を発症したことを明白に述べる者はいない。さらに、医師である請求人が初診時において、本件傷病の端緒を「野

球、内視鏡」と述べていることを考慮すると、請求人が本件災害により本件傷病を発症したと認めることは難しいものと言わざるを得ない。

(4) したがって、当審査会としては、本件傷病を業務に起因するものと認めることはできないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものと認めることはできず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。